

浜環政第114号
令和2年11月26日

経済産業大臣 梶山 弘志 様

浜松市長 鈴木 康友



「(仮称) ウィンドパーク天竜風力発電事業 環境影響評価方法書」
に関する意見について (回答)

令和2年6月15日付けで株式会社シーテックより提出された標記環境影響評価方法書に対し、環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）第10条第4項及び電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第46条の7第1項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり述べます。

浜松市環境部環境政策課
〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目1-10
電話：053-453-6146 FAX：050-3606-4345
e-mail : kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

(仮称) ウィンドパーク天竜風力発電事業 環境影響評価方法書

に関する市長意見

I 全般事項

1 風力発電設備の配置等

環境影響評価準備書（以下「準備書」とする。）の作成に当たっては、環境影響評価の結果を踏まえて風力発電設備（取付道路等の付帯施設を含む。以下同じ。）の構造・配置又は位置・規模（以下、「配置等」という。）を決定し、決定経緯及びその内容を記載すること。

2 最新の知見の導入

準備書の作成に当たっては、風力発電設備や環境保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響の回避、低減に努めること。

3 他の風力発電事業との関係

対象事業実施区域の周辺においては、複数の風力発電事業が計画され、環境影響評価の手続き中であることから、他事業者との情報交換に努め、適切な調査・予測及び評価を実施すること。

4 地域住民等に対する情報提供

現地調査の実施に当たっては、地域住民、土地所有者及び関係団体等に対して、積極的な情報提供や丁寧な説明を行い、合意形成を図ること。

5 事業計画の見直し

個別事項について、環境影響を回避又は十分に低減できない場合には、風力発電設備の配置等の再検討を含む事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

6 事業計画の未定部分

準備書の作成に当たっては、環境影響評価方法書で未定となっている残土置き場や取付道路について計画を明らかにし、当該計画を含めた適切な調査・予測及び評価を行うこと。

II 個別事項

1 騒音、超低周波音及び風車の影

- (1) 対象事業実施区域の周辺には住宅が存在しており、騒音、超低周波音及び風車の影による住民の生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、適切な調査・予測及び評価を行い、住民の生活環境に影響を及ぼすことのないようすること。
- (2) 「稼働中の風力発電設備から発生する超低周波音に対する適切な対応について（依頼）」（令和2年8月31日、経済産業省）をふまえ、調査・予測結果や最新の知見について、地域住民に対し丁寧な説明等の対応を行うこと。

2 水質

- (1) 対象事業実施区域には、湧水、沢水等の水資源があり、一部は地域住民に飲料水等として利用されている。事業の実施による水質の悪化及び水量の減少、濁水の発生等が懸念されることから、水源として利用されている表流水、湧水、地下水等の取水地点を把握するとともに水質及び水量の現況調査を行い、工事中及び供用後の環境影響について予測及び評価を行うこと。

3 地形、地質

- (1) 風力発電機の設置予定地点の多くは水源涵養保安林であり、事業の実施により河川への濁水流出等の恐れがあることから、風力発電設備の配置等の決定に当たっては、適切な調査・予測及び評価を行い、影響の回避・低減措置を講じること。
- (2) 対象事業実施区域には砂防指定地等が含まれ、多くの地滑り地形が防災科学技術研究所により抽出されている。今夏の豪雨により周辺で土砂崩れが発生したように、資材搬入道路を含む広範囲で土砂崩れの恐れがあることから、風力発電設備の配置等の決定に当たっては、適切な調査・予測及び評価を行い、土地改変にあたっては必要な地盤安定対策を実施するなど、住民の生活環境に影響を及ぼすことのないようすること。
- (3) 準備書の作成に当たっては、資材搬入道路の整備について計画を明らかにし、適切な調査・予測及び評価を行い、環境影響の回避・低減に努めること。

4 動物、植物、生態系

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は、様々な河川の上流部に当たり、開発による土砂流出及び水質悪化が動植物へ与える影響が懸念されることから、適切な調査・予測及び評価を行い、影響を回避又は低減する措置を講ずること。

- (2) 対象事業実施区域及びその周辺は、クマタカ等の猛禽類やコウモリ類が生息している可能性があり、これらに対するバードストライク、バットストライクの影響が懸念されることから、風力発電設備の配置等の決定に当たっては、専門家の指導を受けたうえで調査・予測及び評価を行い、影響を回避又は低減する措置を講ずること。
- (3) 静岡県西部では本事業の他に、既設の風力発電施設や、環境影響評価手続き中の複数の風力発電事業があり、サシバ、ハチクマ等の渡り鳥について、移動経路への影響が懸念されることから、専門家の指導を受けたうえで他の事業者と情報交換を行い、他の事業計画を含めて調査・予測及び評価を行い、環境影響の回避又は低減に努めること。

5 景観

風力発電機の色彩に関しては、設計段階で環境融和塗色を検討するとなっているが、色彩の決定に当たっては、天気、季節の変化を踏まえた景観、動物への影響、航空法との関係等の多角的な視点が必要となるため、準備書に検討経緯を記載するとともに、それに基づいた設計とすること。

6 廃棄物等

- (1) 事業の実施に伴い発生する残土については、その発生の抑制に努めるとともに、発生量を調査した上で、残土処理による工事中及び供用後の環境影響を適切に予測及び評価すること。
- (2) 対象事業実施区域では、建設発生土に自然由来の重金属等の有害物質が含まれる可能性があることから、残土処理の計画を可能な限り明確にするとともに文献やボーリング調査等で事前に現地の状況を把握し、残土処理により生じる環境影響について適切に予測及び評価を行うこと。